

## 松山市ブランドランディングサイト制作・保守管理業務委託 仕様書

### 〔1〕 委託業務名

松山市ブランドランディングサイト制作・保守管理業務委託

### 〔2〕 目的

本市では、令和6年度中に第2期松山市都市ブランド戦略を策定し、本市が将来にわたり「選ばれる都市」であり続けるため、新しい時代にふさわしいブランドメッセージ等を掲げ、ブランディングを進める方針である。

このため、本市のブランドイメージや価値を伝えるランディングサイトを制作し、市内外に広く発信することで、ブランドの認知度の拡大や理解の促進につなげる。

### 〔3〕 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

### 〔4〕 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 〔5〕 業務内容

#### 1. ランディングサイトの制作

以下の内容を踏まえたランディングサイトを制作すること。

##### (1) サイト構成

- ① 本市のブランドイメージに合ったトーン&マナーとすること。
- ② 本市のブランドコンセプトをページ訪問者に直観的に訴求でき、本市への興味・関心を高めるメインビジュアルを作成すること。
- ③ 若い世代に興味を持ってもらえるデザイン性の高いコンテンツを制作すること。
- ④ 必要な情報に辿り着きやすいルートを確保し、見やすい構成・デザインとすること。
- ⑤ 画像を多くかつ効果的に使用し、視覚的に分かりやすく使いやすいものとする。
- ⑥ 映像の配信が行えること。
- ⑦ アンケートページを制作すること。([5]3. (5)のとおり)
- ⑧ 開設前のティザープロモーションを行うためのページを制作すること。
- ⑨ ターゲット目線に立脚した各カテゴリーページのデザイン・HP構成案を企画提案書で提示し、松山市と協議の上、決定すること。

その他具体的なコンテンツは、企画提案書に記載すること。

##### (2) 掲載内容について

掲載内容案は下記とし、実際の掲載内容は本市と協議の上決定する。なお、①から⑥までのデータや基本情報は本市が提供する。

- ① 本市のブランドメッセージ並びに同ロゴマーク
- ② ブランドメッセージ並びにロゴマークの解説

- ③ ブランド映像
- ④ 市民や移住者のインタビュー
- ⑤ 本市の紹介
- ⑥ 本市の観光サイト・移住サイトへの遷移リンクなど
- ⑦ アンケートページ
- ⑧ 開設前のティザーページ

## 2. 受託者が提案する効果的な事項(独自提案)

本業務の目的を達成するための独自提案を行うこと。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

## 3. ランディングサイトの運用

### (1) 開設時期等について

開設は、令和6年10月頃を予定。令和6年10月頃を目途に公開することとし、5年間利用することを前提に運用を開始する。なお、令和7年度以降、ランディングサイトの維持管理や運営業務を履行するため、別途単年度ごとに「松山市ブランドランディングサイト保守管理業務委託契約」を締結するものとする。

### (2) サーバー等について

当該コンテンツの構築・維持管理に必要となるサーバー等ハードウェア、ソフトウェア等については、全て受託者において保守・管理すること。なお、令和7年度以降締結する「松山市ブランドランディングサイト保守管理業務委託契約」にサーバー等の維持管理業務を含むものとする。

### (3) ページの更新・修正について

開設時点では、情報を発信するためトップページ等を整えることとし、その他のコンテンツは業務履行期間内に随時掲載することとする（〔5〕3. (5)の「掲載の時期について」のとおり）。コンテンツの追記・更新は、随時本市と協議しながら実施すること。また、日々の軽微な修正対応やメンテナンス、アクセス解析は、随時対応すること。

### (4) SEO 対策について

適宜、効果的な検索エンジンの最適化(SEO対策)を実施し、アクセス数の増加を目指すこと。

### (5) 掲載の時期について

〔5〕1. (2)の「掲載内容」のうち、①、②、⑤、⑥、⑦は開設時点で整えること。③、④は業務履行期間内に本市と協議の上、随時掲載すること。⑧は、開設前の令和6年9月頃(予定)に公開すること。

### (6) 個人情報について

本サイト上で訪問者の個人情報等を取り扱う想定はない。

### (7) アンケートページについて

IP アドレス・cookie 等で排他制御を行い、一端末から原則1回しか投票できない仕組みとすること。

## 4. 定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本市と密に連携をとり、情報共有をしながら

適切な業務が遂行されるよう、毎月1回以上、原則松山市役所において定期ミーティングを行い、業務の進捗などを共有すること。受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

## 〔6〕 ランディングサイトの仕様等

### 1. 基本要件

下記の項目を主な要件とし、掲載する素材作成や編集、レイアウトデザイン、HTML コーディングの一連の作業を行う。

- (1) 運用等に必要な管理・更新マニュアルを作成すること。
- (2) ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。
- (3) PC、スマートフォン、タブレット端末などマルチデバイスでの利用を考慮したレスポンシブル Web デザインとし、閲覧者がストレスを感じない程度の閲覧状態、構成、速度を意識した上で制作すること。
- (4) 事前に本市と協議の上、本市のサブドメインを使用するか本市のブランドイメージが伝わるようなドメインを取得すること。取得する場合は、必要な費用を受託者が負担すること。
- (5) 特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。(PDFの閲覧に関するソフト使用可)
- (6) Google アナリティクス等を設定し、訪問数や滞在時間、ページビュー数などの分析ができるようにすること。
- (7) Web アクセシビリティに十分配慮すること。
- (8) サービスの利用可能な時間は原則 24 時間 365 日とし、SLA は 99.5%以上とすること。ただし、定期点検等によるサービスの停止を行う時間は除く。なお、定期点検等によるサービスの停止は、14 日以上前までに本市担当者に電話及びメールで通知すること。
- (9) テスト環境は受託者にて構築すること。
- (10) テスト環境でウェブサイトの確認等を行い、サーバーやドメインの準備が整い次第、ウェブサイトを公開する時期を本市と協議すること。
- (11) プログラム言語は HTML、CSS、Javascript、PHP 等、一般的に使われているものとする。
- (12) 画像、写真、動画、ロゴ等に含まれる著作権や肖像権等は、二次使用まで含めた全ての権利処理を行った上で使用すること。

### 2. 動作確認

- (1) スマートフォン、タブレット及び PC による動作確認を、通信回線速度環境を十分に考慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされることを確認すること。
- (2) 動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストを円滑に行える環境を整備すること。
- (3) スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- (4) PC の利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。また、サポートされているバージョンに対応できること。OS、ブラウザについては一般的に普及している OS (Windows、MacOS 等)、ブラウザ (Edge、Safari、Google Chrome 等) により支障なく利用できるものとする。

・【PC 用サイト】 Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

・【タブレット用及びスマートフォン用サイト】Safari、Google Chrome

### 3. サーバーについて

- (1) ウェブサイトの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備するとともに、障害の発生時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。
- (2) サーバーは、外部のデータセンター（日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象に ISO27001 又は同等の認証を取得していること）に設置されたセキュリティの高いサーバーを受託者が用意すること。また、当該サーバーは、インターネットと常時接続していること。
- (3) サーバー又はサーバーとしての利用領域を第三者の利用領域と物理的又は論理的に分離すること。
- (4) サーバー・システムの動作や運用、サーバー容量を常時監視できる体制を整備すること。以下のセキュリティ要件を満たしていること。
  - ア. 受託中に知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏えい、不正使用を行わないこと。当該契約が終了した後においても同様とする。
  - イ. 外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。また、OS 等の脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。
  - ウ. セキュリティ対策の作業手順（報告ルール等）を定め、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに本市に報告し、対策を講じること。
- (5) ログイン ID 及びパスワードによるアクセス制限は、以下の全ての項目について対策を徹底し、パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号をランダムに組み合わせて、最低8文字以上）にするとともに、継続的に短い周期（最低でも年1回以上）でパスワードを変更すること。
- (6) ウイルス対策ソフトウェアをサーバーに導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- (7) サーバー提供事業者、本市等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的に確認すること。
- (8) ウェブサーバーに対するコンテンツ更新元の端末機、及び遠隔でサーバーの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。

### 4. セキュリティ要件

下記の項目を主な要件とし、別紙「セキュリティチェックシート(ウェブサイト用)」の項目を全て満たすとともに、以下のとおりセキュリティ対策を実施すること。

- (1) 本市システムの停止や障害の発生を予防するとともに、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、ファイアウォールやリバースプロキシ等を導入するなど、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (2) 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講じるとともに報告すること。
- (3) ウェブサイトの管理機能については、管理者専用画面でアカウント及びパスワードによる認証を行うこと。

- (4) 常時 SSL 化により、セキュリティを確保し、SSL 証明書にかかる経費については、本契約又は「松山市ブランドランディングサイト保守管理業務委託契約」に含むこと。
- (5) サーバーのアクセスログ等の記録・解析ができること。
- (6) 信頼性のあるウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用すること。
- (7) アプリケーションの障害及びセキュリティの脆弱性について情報収集し、バージョンアップ及びリビジョンアップ、ウイルス対策ソフトの最新パターンファイルの適用等により、本契約及び「松山市ブランドランディングサイト保守管理業務委託契約」の中でセキュリティ対策を実施すること。

## 〔7〕 その他運営上の要件

### 1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

### 2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

### 3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

### 4. 本市事業との連動

本市が別に行う「第2期松山市都市ブランド戦略策定支援業務」と連携・連動すること。

## 〔8〕 成果物

本委託業務の成果として、サイトをインターネット上に公開するほか、以下のものを納品すること。また、マニュアル類は、電子データで提供すること。納品場所は、松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所総合政策部シティプロモーション推進課。

- 1. Web サイト設計書(サイトマップ/ワイヤー) 一式
- 2. マニュアル及びウェブサイト作成時の関連資料 一式
- 3. ウェブサイトで使用したテキスト、画像等 一式
- 4. 開設以降のサイトアクセス状況レポートと運用報告 一式

## 〔9〕 契約に関する条件等

### 1. 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

### 2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 上記成果物に関する権利について、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

### 3. 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### 4. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記1「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

### 5. 情報セキュリティポリシーの遵守

本契約を遂行するにあたり「松山市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)」を遵守しなければならない。また、別記2「セキュリティ要求事項」を遵守しなければならない。

## 〔10〕 その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに両者協議の上、本市の指示に従うものとする。